

新型コロナウイルス感染症情報

※ 3月23日時点の情報です

公共施設休館状況一覧

※ 3月23日時点の情報です
※ 状況によって休館期間が延長になる場合があります

施設名		備考
文化施設	市民文化ホール	4月7日まで継続して休館※貸室予約受付は実施
	コミュニティプラザ	
	別府コミュニティセンター	
	いきいきプラザ、正雀市民ルーム、フォルテ 301・303	
	安威川公民館、千里丘公民館、新鳥飼公民館、鳥飼東公民館、味生公民館	
市民図書館、鳥飼図書センター	4月7日まで継続して休館※予約資料の貸出・返却受付は実施	
体育施設	温水プール	4月7日まで継続して休館※教室受付予約は実施
	鳥飼体育館、正雀体育館	4月7日まで継続して休館※貸館予約受付は実施
	味生体育館	4月7日まで継続して休館※貸館・屋外施設予約受付は実施
	青少年運動広場	4月6日から開場
	柳田テニスコート	3月25日から利用再開※更衣室は利用禁止
	くすの木公園テニスコート	
	スポーツ広場	3月25日から利用再開
山田川運動広場		
福祉	老人福祉センター	4月7日まで継続して休館※社会福祉法人による介護保険サービスは実施
	せつつ桜苑 市立身体障害者・老人福祉センター	4月7日まで継続して休館
子育て支援	教育センター	4月7日まで適応指導教室（パル）閉室
	第1児童センター	4月7日まで継続して休館
	子育て総合支援センター遊戯室（旧三宅スポーツセンター）	4月7日まで継続して休館※施設利用受付は実施
	つどいの広場（地域子育て支援センター、鳥飼親子ひろば、かるがも広場）	4月7日まで継続して休館※電話相談は実施
その他	鶴野苗圃（花とみどりの相談所）	4月7日まで継続して休所※電話相談は実施
	新幹線公園（展示車両の内部公開は4月は毎週日曜日）	4月5日まで公開中止※公園の利用は可能

新型コロナウイルス感染症に伴うイベント・施設の開催や休館状況のほか、市の対策や方針、相談機関などを紹介します。 **問合せ** 各課へ

イベント・施設は開催や休館状況の確認を

市が主催または共催するイベントなどについて、4月7日まで原則延期または中止します。公共施設について、屋内施設は4月7日まで原則休館、屋外施設は3月25日から再開しています（左表参照）。

イベントの開催状況や公共施設の休館などの最新情報は市ホームページに掲載していますので、ご確認をお願いします。

なお、広報紙掲載の4月8日以降のイベントについても、延期または中止となる場合がありますので、各記事の問い合わせ先にご確認ください。



新型コロナウイルス関連情報
(市ホームページ)



公共施設開館状況
(市ホームページ)



LINEでも新型コロナウイルス関連情報を発信中

市の対策や方針

■ 新型コロナウイルス対策本部を設置

新型コロナウイルスの事前対策や発生時の初動対応、感染拡大防止など、総合的な対策を推進するために設置されました。

■ マスクを配布

医療機関と高齢者等社会福祉施設へ市備蓄マスク約25,000枚を配布しました。

■ ロビーや窓口などに消毒液を設置

アルコール消毒液を設置し、アルコール消毒や手洗い、咳エチケットを呼びかけ、感染予防しています。

■ 市税や国民健康保険料、水道料金などの納付

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な人は、個別にご相談ください。詳しくは担当課へお問い合わせください。

■ 入園式・入学式の実施

入園式・入学式は1時間を限度に時間を短縮し、入園児・新入生、保護者（1家族2人まで）、教職員のみで実施します。※詳細は市ホームページへ
実施日 ▽保育所・こども園4月1日(水)▽幼稚園9日(木)▽小学校7日(水)▽中学校8日(木)

相談窓口

■ 市コールセンター

受付時間 平日午前9時～午後5時15分

☎ 06 (6383) 1501 へ

Eメール corona-soudan@city.settsu.osaka.jp

■ 新型コロナ受診相談センター（茨木保健所内）※感染の可能性がある場合

受付時間 24時間対応（土・日曜日、祝日も相談可）

☎ 072 (624) 4668 へ

■ 府民向け相談窓口

受付時間 午前9時～午後6時（土・日曜日、祝日も相談可）

☎ 06 (6944) 8197 へ

■ 厚生労働省電話相談窓口

受付時間 午前9時～午後9時（土・日曜日、祝日も相談可）

☎ 0120 (565653) へ

■ 外国語対応相談窓口（日本政府観光局）

受付時間 24時間対応

対応言語 英語、中国語、韓国語

☎ 050 (3816) 2787 へ

企業向け支援制度や相談窓口

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者対象の融資制度や相談窓口です。

※融資の申し込みは取扱金融機関へ

■ 府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金

府内で1年以上継続して事業を営んでおり、最近1カ月の売上が前年同月比10%以上減少している企業を対象にした融資制度です。

■ セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証

信用保証協会の保証を利用した融資です。市では申し込みに必要な「認定書」を発行します。

問合せ 産業振興課へ

4号▷業種を問わず、売上が前年同期比20%以上減少している場合、100%保証で融資

5号▷特に重大な影響が生じている業種に属し、売上が前年同期比5%以上減少している場合、80%保証で融資

危機関連▷業種を問わず、売上が前年同期比15%以上減少している場合、100%保証で融資

■ 中小企業・小規模事業者相談窓口

中小企業などの経営面や資金面に関する相談。詳しくは下記QRコードから市ホームページへ。



【事業所の皆様へ】新型コロナウイルスに関する情報について（市ホームページ）